

水道局所有地の一時貸付申請に伴う留意事項

水道局所有地の一時貸付の申込みにあたりましては、水道局ホームページ掲載のご案内のほか、次の内容を十分ご確認されたうえで申請書を提出していただきますようお願いいたします。

● 事前相談について

申請にあたっては、物件の所管課と使用目的や条件等について必ず事前に相談していただくことをお願いしています。事前相談がなかった場合は、申請書を提出していただいたとしても貸付をお断りする場合があります。

● 申込み期間中に複数の方から申請があった場合の取扱いについて

- (1) 複数の申請があった場合は、希望する使用期間や使用面積などにより、貸付料等が最高額となる方が優先となります。
- (2) 複数の申請があった場合で、貸付料等が同額となる場合は、くじによる抽選により決定いたします。

● 抽選について

- (1) 抽選となる場合は、水道局資産活用課から抽選日時と場所をご連絡いたしますので、申請書には、平日昼間に連絡の取れる電話番号と住所をご記入ください。
- (2) 抽選は、水道局が定める様式のくじを申請者の方に引いていただく方法となりますので、抽選日に印鑑をご持参のうえ、抽選場所へご来場ください。
万一、くじに参加できない場合は、必ず水道局資産活用課にご連絡ください。その場合、当該貸付業務に直接関係のない水道局職員が申請者の方に代わってくじを引くこととなります。

● 貸付料の納付について

貸付が決定した場合、賃貸借契約の締結又は使用許可書の交付とともに、貸付期間分の貸付料等全額の納付書を発行いたしますので、貸付開始日までに納付していただきます。

万一、納付がない場合は、土地の引き渡しができないと同時に契約の解約又は使用許可を取り消す場合がありますのでご注意ください。

※ お支払い済みの納付書をご提示いただく場合があります。